

令和5年加茂市議会12月定例会会議録（第4号）

12月18日

議事日程第4号

令和5年12月18日（月曜日）午前9時30分開議

第1 第96号議案から第117号議案まで

第2 第118号議案及び第119号議案

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第96号議案 令和5年度加茂市一般会計補正予算（第8号）
第97号議案 令和5年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第98号議案 令和5年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第99号議案 令和5年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第2号）
第100号議案 令和5年度加茂市水道事業会計補正予算（第3号）
第101号議案 加茂市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
第102号議案 加茂市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
第103号議案 加茂市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
第104号議案 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第105号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について
第106号議案 新潟県加茂市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
第107号議案 新潟県加茂市職員の給与に関する条例の一部改正について
第108号議案 加茂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第109号議案 令和5年度加茂市一般会計補正予算（第9号）
第110号議案 令和5年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第111号議案 令和5年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第112号議案 令和5年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第113号議案 令和5年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第3号）
第114号議案 令和5年度加茂市水道事業会計補正予算（第4号）
第115号議案 新潟県加茂市表彰条例の一部改正について
第116号議案 新潟県加茂市国民健康保険税条例の一部改正について
第117号議案 加茂市老人福祉施設条例の一部改正について
- 日程第2 第118号議案 令和5年度加茂市一般会計補正予算（第10号）
第119号議案 加茂市手数料条例の一部改正について
-

○出席議員（14名）

1 番	近 藤 ゆ み 君	2 番	山 田 宗 君
3 番	田 中 雅 史 君	4 番	杉 田 優 子 君
5 番	森 友 和 君	6 番	大 橋 一 久 君
7 番	三 沢 嘉 男 君	8 番	白 川 克 広 君
10 番	森 川 豊 君	11 番	滝 沢 茂 秋 君
12 番	森 山 一 理 君	13 番	樋 口 博 務 君
14 番	安 武 秀 敏 君	15 番	関 龍 雄 君

○欠席議員（1名）

9 番 佐 藤 俊 夫 君

○欠員議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	藤 田 明 美 君	副 市 長	五十嵐 裕 幸 君
C S O	市 川 恭 嗣 君	総 務 課 長	井 上 毅 君
財 政 課 長	目 黒 博 之 君	税 務 課 長	長 澤 祥 子 君
農 林 課 長	佐 藤 正 直 君	商 工 観 光 課 長	齋 藤 久 子 君
市 民 課 長	智 野 賢 一 君	環 境 課 長	石 附 敏 春 君
こども未来課長	五十嵐 卓 君	健 康 福 祉 課 長	大 野 博 司 君
建 設 課 長	宮 澤 康 夫 君	上 下 水 道 課 長	坪 谷 雄 治 君
長寿あんしん課長	藤 田 和 夫 君	農 業 委 員 会 長	太 田 憲 之 君
教 育 課 長	山 川 雅 巳 君	教 育 委 員 会 長	草 野 智 文 君
教 育 委 員 会 長	阿 部 一 晴 君	教 育 委 員 会 長	有 本 幸 雄 君
教 育 委 員 会 長	糸 山 太 君	監 査 委 員	山 口 昇 君
監 査 委 員 会 長	中 野 徹 君		

○職務のため出席した事務局員

事務局 長 坂井恵里君 次 長 野村直美君
次 長 横山健君 係 長 石津敏朗君
嘱託速記士 山田真織君

午前9時30分 開議

○議長（白川克広君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第4号に入ります。

日程第1 第96号議案から第117号議案まで

○議長（白川克広君） 日程第1、第96号議案から第117号議案までを一括議題といたします。

各常任委員会における付託議案の審査の結果について、各委員長より報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、5番、森友和議員。

〔総務文教常任委員長 森友和君 登壇〕

○総務文教常任委員長（森友和君） 総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第96号議案令和5年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか8件でありまして、これについて去る12月14日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第96号議案のうち本委員会所管の部分、第103号議案から第108号議案まで、第109号議案のうち本委員会所管の部分及び第115号議案の以上9件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（白川克広君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業民生常任委員長、12番、森山一理議員。

〔産業民生常任委員長 森山一理君 登壇〕

○産業民生常任委員長（森山一理君） 産業民生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第96号議案令和5年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか14件でありまして、これについて去る12月13日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第96号議案のうち本委員会所管の部分、第97号議案から第102号議案まで、第109号議案のうち本委員会所管の部分、第110号議案から第114号議案まで、第116号議案及び第117号議案の以上15件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（白川克広君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

6番、大橋議員。

○6番（大橋一久君） 第106号議案に反対をいたします。

議員の期末手当が増える条例の一部改正であります。人事院勧告を踏まえた対応でありますけれども、市民の皆様からこの加茂市議会が報酬を増やしてもよいと思われる議会となっているのでしょうか。市民の期待に応えられている加茂市議会となっているのでしょうか。一部崩壊をしていると言わざるを得ない現状があります。また、財政状況より、今議会においてもゆきつばき荘、かも川荘の浴室の廃止、带状疱疹ワクチン接種助成も導入ができませんでした。市民の皆様到我慢をお願いしている状況において、議員の報酬を上げることができるのでしょうか。議員の成り手不足において報酬とリンクして語られますけれども、加茂市議会より報酬が高い議会においても無投票が増えている状況を見ますと、報酬が上がることで成り手不足が解消するとは思っておりません。以上の理由より、第106号議案には反対といたします。

また、この議員人件費が含まれる第109号議案ですが、議員人件費を削る修正動議を上げたいところでしたけれども、仲間を得られず、断念をいたします。職員人件費が含まれておりますので、賛成といたしますけれども、議員人件費51万8,000円を執行しないことを求めて賛成といたします。

以上、討論といたします。

○議長（白川克広君） 11番、滝沢議員。

○11番（滝沢茂秋君） 106号議案新潟県加茂市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、106号議案の賛成の討論をさせていただきます。

人事院勧告により議員及び特別職職員に対する期末手当の支給割合について改定が示された場合において、その支給率に準ずるのは、国の指定職への報酬改定を背景とすることから、基本的な考えとして適切なものであります。私たち議員や市長、副市長など特別職の報酬において検討するとすれば、別に特別職報酬等審議会という機関が存在しており、ここにおいて第三者的立場から審議が行われるべきと考えます。この報酬等審議会は、加茂市では令和3年度に開催されているものの、昨年度はなく、他市においてその開催状況を見ると、県内20市の中で17市が毎年度の開催となっています。選挙により市民の負託を受ける市長や議員は、住民の代表、つまり市民の貴重な権利たる被選挙権を行使することで活動しているものであり、その役割についての評価や検証は第三者からの視点をもって明らかにされることが望ましいと

思います。凶らずも私たちの活動が市民から見えないことで市民の有する権利が軽んじられ、将来の議員の担い手の可能性を摘んでしまうことのないよう、私たち現職の議員は覚悟を持って活動しなければいけません。私は、市民の負託に応えるべく、今後一層邁進すること、そして特別職報酬等審議会の毎年度開催を提案することと併せて、このたびの議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（白川克広君） 14番、安武議員。

○14番（安武秀敏君） 117号議案加茂市老人福祉施設条例の一部改正について、反対の討論を行います。

11月の全協でいただいた廃止の理由でございますが、施設の現状と市の財政事情に鑑みと言っていますが、財政に影響しないのですね、これ。これ見ますと、燃料、水道料金、かも川荘200万、ゆきつばき荘300万、合わせて500万になっておりますけど、水道料金払いますけど、払ったお金は市に入る。市の収入になる。すると、プラス・マイナス・ゼロだね。だから、財政事情、大きく影響しません。また、廃止に反対の人は、使用料を払ってもいいと、100円払ってもいいと、そういうふうに言っていますから。これ小修繕に36万7,000円、ここに計上されておりますけど、財政事情に影響がないのです。そういうこと、それから9月の勤労青少年ホームについては、廃止の理由、私20年ぐらい利用させてもらったけど、廃止に賛成しましたが、あれ法的根拠がなくなったから、法律がなくなっちゃった。それで、議案に賛成しましたが、今回の場合はちゃんと老人福祉法にあるのです。そういうことで反対します。

令和6年3月をもってかも川荘、ゆきつばき荘の入浴施設を廃止する理由に老朽化、財政事情を挙げていますが、老人福祉施設は老人のための施設で、使用料は無料または低額と規定されています。コミセンと使用料の多寡を比較するのはおかしいのであります。ここに入浴施設の令和4年度の使用料の状況が4番で出ておりますけど、老人福祉施設は無料または低額と、そういうことになっております。それで、収入が少ないのは当たり前。老人福祉センターA型は、市町村や社会福祉法人が運営し、健康増進に関する指導以外の日常生活にわたる相談や教養講座などの実施、老人クラブ活動への援助を行うとあります。老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営については、老人福祉センターA型の建物の構造は利用者の便、防災等について十分配慮したものとし、その規模は495.5平方メートル以上。A型は、専ら当該施設の用に供する次の設備を設けなければならない。所長室、事務室、生活相談室、健康相談室、機能訓練室、集会室、教養娯楽室、図書室、浴場、便所とあります。浴場にはれっきとした法的根拠があるのであります。また、遠いコミセンに行くと述べていますが、立地条件については老人の利用上の便宜を図ることが可能であり、事業を円滑に行うことができる場所に設置するものとするとあります。議会には11月20日に老人施設の入浴施設の廃止の説明がありましたが、24日には議案として提出、市民には後で丁寧に説明するとありますが、市民参加の市政ならば説明が先ではありませんか。

以上の理由をもって反対といたします。

○議長（白川克広君） 12番、森山議員。

○12番（森山一理君） 第117号議案加茂市老人福祉施設条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私たちは、コロナ禍を経験し、この3年から4年にわたる間、非常に世の中が変貌いたしました。そし

てまた、今年の4月に改選、市長がまた再選され、我々議員も無投票ではありましたが、新たなる議員を迎え、皆さん意欲ある加茂市をつくっていかうと志を立て、この議場におります。そして、今この時代が、そういうコロナ禍を迎え、時代が変貌しようとしております。こういう時代において、いつまでも今までの過去の施設に執着をせず、そしてこれから加茂市が、いよいよ小中学校統合問題はじめ、公共施設再編計画を一生懸命に今立てているところであります。そういう中で、やはり今後ランニングコストのかかる、そういう公共施設は見切りをつけて、そして加茂市は温浴施設が6か所あります。他市町村は2か所という、他市町村並みに私は持っていくべきと考えます。6か所から4か所、そして4か所から2か所で私はいいのではないかと思います。そういうふうにして、各御家庭にはお風呂が必ずあります。どんな小さなアパートにもお風呂があります。そこで、やはりそれを1回、そういうところで我慢をして、これからそういう時代、これからの時代をつくり上げていく上でも、今回のこの加茂市の条例の一部改正については、非常に市当局の皆様が一生懸命にお考えの末と考えております。そういうことにおきまして、これからの時代、今そういう時代ではないということをお知らせして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（白川克広君） 10番、森川議員。

○10番（森川豊君） 10番、森川です。私は、第106号議案、加茂市特別職の職員の給与に関する条例と第117号議案加茂市老人福祉施設条例の一部改正について、いずれも賛成の立場で討論いたします。

まず、第106号議案新潟県加茂市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございますが、この給与については国が人事院勧告に基づき、ある一定程度の規模の市場に基づき調査を毎年するものでございまして、それによって今年は上げたほうがいいのかと、また下げたほうがいいのかと、また下げたほうが望ましいということになれば、望ましいという形で上げていくということで、私は総合的に判断して、これは妥当だということで、今回は賛成の立場で討論いたします。

続きまして、第117号議案でございますが、加茂市老人福祉施設条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。今度の一部改正は、浴場の施設維持が長年管理にわたり、多くの皆様より親しみを持って利用されてきました。しかし、浴場を支える器具、配管等が老朽化で、各部分の交換が次回は難しい事態となる。本老人福祉センターは、1963年の制定に基づき、現在も周辺住民は憩いの場として利用し、当センターにはシルバー人材センターも設置されております。規模により、特A型は800平米以上、A型は500平米以上、B型は165平米以上の区分がありますが、引き続き本センターの設置、管理及び事業実施が行われます。なお、本老人福祉センター設置構造上の一部に支障がある場合は、運営要綱では、他の社会福祉設置等と設備の一部を共用するとあります。当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでないという規定がされています。当センターは、高齢者の健康増進と生きがいづくりが目的で設置されたとお聞きいたします。こういうことで総合的に判断して、賛成討論といたします。

○議長（白川克広君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第101号議案から第104号議案までの各条例の制定及び一部改正についての4件を一括し

て採決いたします。

以上4件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第106号議案新潟県加茂市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（白川克広君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第107号議案、第108号議案、第115号議案及び第116号議案の各条例の一部改正についての4件を一括して採決いたします。

以上の4件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第117号議案加茂市老人福祉施設条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（白川克広君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第96号議案から第100号議案までの令和5年度各会計補正予算5件を一括して採決いたします。

以上5件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第109号議案から第114号議案までの令和5年度各会計補正予算6件を一括して採決いたします。

以上6件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 第118号議案及び第119号議案

○議長（白川克広君） 次に、日程第2、第118号議案及び第119号議案の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） おはようございます。ただいま上程になりました議案の概要を御説明いたします。

第118号議案は、令和5年度一般会計補正予算です。この補正予算は、総額2億8,953万1,000円の増額です。歳出の内容としては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費1億8,850万円など物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として2億7,536万3,000円、これに加え、灯油等購入費助成事業費1,400万円、かん水用機械等整備対策事業費16万8,000円を増額するものです。これに充てる財源として、国庫支出金2億6,034万9,000円などを増額して措置するものです。この結果、予算の総額は134億5,272万円となります。繰越明許費の補正については、子育て世帯支援給付金給付事業が年度内に完了しない見込みのため、設定するものです。

第119号議案は、加茂市手数料条例の一部改正についてです。これは、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍、除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、所要の改正を行うものです。

提案いたしました議案の概要は以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（白川克広君） 当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第118号議案及び第119号議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、第118号議案及び第119号議案については委員会への付託を省略することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前11時04分 開議

○議長（白川克広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております第118号議案及び第119号議案について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。最初に、第119号議案加茂市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第118号議案令和5年度加茂市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白川克広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（白川克広君） 以上で本12月定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 令和5年12月定例会、大変お疲れさまでした。今議会に提案いたしました議案につきまして、全て可決、承認していただき、ありがとうございます。

まずもって、ただいま御審議いただきました物価高騰等に係る支援につきましては、速やかに実行していくように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、今日反対討論等がありました議案についてなのですが、まず106号議案、特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてですが、これは本当に反対討論ありまして、そこは私自身も理解できるなという思いもあります。なかなか自らの給料を自らジャッジするというのが非常に難しいなという思いは、私自身も本当に共感するものもあるので、そういうところを含めまして、もちろん私も特別職でありますので、本当にその給料に合った仕事をまずやると、しっかりやるということと、やはり市民の皆様が納得してもらえるような仕事をすることが大事なのかなというふうに思いました。また、報酬審議会を毎年開催したほうがいいという御提案もいただきましたので、毎年開催いたしまして、やはり客観的な目で報酬がどうなのかというところを示していただけるようにしていきたいというふうに考えております。

次に、117号議案加茂市老人福祉施設条例の一部改正についてなのですが、これにつきましては利用されている方もいらっしゃると思いますので、やはり今利用されている方を中心に市民の皆さんに対するしっかりした丁寧な説明は必要だというふうに思っております。その中で、反対討論の中でありまして、ちょっと気になったことがあるのですけれども、まず市民に先に説明したほうがいいのではないかというお話がありまして、それも本当にごもつともなことだというふうに思っております。同時に、これまで議会に先に説明しないことで議会軽視だというふうに何度か言われたこともありまして、こちらとしては、ではどちらを先に説明すればいいのかというのが分からないというふうなところがあります。その時々によって、市民に先に説明したほうがいい、または議会に先に説明したほうがいいというふうに言われると、こちらもどう行動していいか分からないというところもありますので、ぜひできれば議会のほうで考えを示していただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それも本当に関連することなのですけれども、今議会、一般質問の答弁に関しまして、新しいことを始めるにはやはり既存のものを削らなければいけないという旨のお答えをさせていただきました。これは誇張でも何でもなく、本当に等身大の事実であります。しかし、これから新しい時代、時代が変わっていくことでやはり新しい課題も出てくるというふうに思っています。変わらないことでそういう新しい課題にも対応できなくなるのではないかなというふうにも思っておりまして、加茂市自体が変わっていかねばいけないというふうに思っております。そういった中、本当に十分御承知の議員の皆様にもわざわざこういったことをまた伝えるのは大変失礼なことかもしれないというふうにも思いがりましたが、改めてお伝えさせていただきました。

できれば、私の思いとしましては、市民の負託を受けている議員の皆さんの提案はやはりできることから実現したいという思いがあります。同時に、私自身もやりたいことが本当にたくさんあります。その中で、やはり今できること、できないことを考えていかなければいけないのかなというふうにも思っておりますし、議員の皆様を含め私たちは加茂市民を幸せにしなければ、今いる加茂市民を幸せにしなければいけないというふうにも思いますし、同時に加茂市の未来にやはり責任を持たないといけないというふうにも考えております。だから、やっぱりそれぞれ今の立場があるのではないかなというふうにも思っております。本当に予算を使わなければいけないところはどこかというところ、今まで以上に考えなければいけないときにあるのかなというふうに感じました。そのような中で、一般質問の中等でも今議会で市民協働のお話であったり、学生や教育機関との連携というお話が出てきたことは本当に明るい話だというふうに思っております。これは、加茂市と加茂市民の持つポテンシャルを引き出すことなのだというふうに私自身は受け止めておりまして、これからの市政運営にもより重要な要素になってくると思っております。

また、今議会から加茂市議会のユーチューブチャンネルが開設されました。議会を身近に感じられるすばらしい取組で、新しいことにチャレンジしていく加茂市議会に心より敬意を表します。また、この新しい動きのある加茂市議会に対しまして、市民の方からうれしい、また期待しているという旨のお声を私もいただきました。しかも、高齢の方々から結構いただいております。やはり加茂市役所といたしましても、加茂市議会に負けないように明るい話題を提供できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

結びとなりますが、私もそうですけれども、今朝雪深いところから出てこられた方もいらっしゃると思います。この場をお借りしまして、朝暗いうちから除雪作業に出られたオペレーターの皆様に心より感謝

申し上げます。ありがとうございます。また、それと同時に、議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方がよい年末年始を迎えられることを心からお祈り申し上げまして、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

今議会、どうもありがとうございました。

○議長（白川克広君） これにて令和5年加茂市議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

加茂市議会議長 白 川 克 広

加茂市議会議員 関 龍 雄

加茂市議会議員 近 藤 ゆ み

加茂市議会議員 山 田 宗